

長谷部恭男著「憲法と平和を問い直す」ちくま新書 筑摩書房 2004年4月10日刊を読む

立憲主義とは何かを問う

1. フランス人権宣言がその第16条で、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を有しない」とするとき、そこでは、「立憲主義にもとづく憲法」のことが意味されているといわれるが、その際にも、国家権力の制限という側面を指して、立憲主義ということばが用いられている。
2. 憲法典で国家権力を限定する場合には、民主主義と立憲主義の間に何の謎も衝突もないという人もいるかもしれない。憲法典自体も、主権者たる人民(あるいはその代表者)が制定したものであって、したがって、憲法典による国家権力の制限は民主主義とは矛盾せず、むしろ民主主義によって説明できるというわけである。
3. そうだろうか。民主主義とは現に生きている人々による政治を意味するはずである。何十年も前の、とくに死んでしまった人たちが民主的に決めたことに、いま、生きているわれわれが縛られることがなぜ民主的だといえるだろうか。
4. 通常法律よりも厳格な手続でしか改正しえない硬性憲法の建前をとる以上、かつてとられた民主的決定に従うほかはないという議論も、民主主義を強調する観点からすればさほどの説得力はない。硬性憲法の建前自体も昔の人たちが決めたことにすぎず、民主主義を徹底する以上は、そうした建前に現在のわれわれが縛られるべき理由も明らかではない。トマス・ジェファソンが、死者が生者をとらえるべき理由はないとして、各世代はそれぞれ自らの憲法を選ぶべきだと主張したことは、よく知られている。
5. むしろ、われわれは憲法典による権力の制限が民主主義と衝突しうることを直視したうえで、なぜそれが正当化されるかをあらためて問うべきである。なぜなら、立憲主義にかかわるこの謎が解けたとき、民主主義の力とその限界についても、われわれはよりよく理解することができるからである。

P13・14

[コメント]

立憲主義とは何かについての根源的な問いについての議論を深めずして、日本国憲法、もっといえば日本国に対する信頼は築くことはできない。大きな借金を子孫に残すことの説明をすることはできない。長谷川先生のおっしゃりたいことは痛いほどわかるような気がする。

- 2009年8月1日林明夫記 -